

高梁市こどもまんなかロゴマークの使用に関する要綱（内規）

（趣旨）

第1条 この要綱は、市民、企業、団体等（以下「市民等」という。）が高梁市こどもまんなかロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）を使用する場合の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

（目的等）

第2条 ロゴマークは、国が提唱する「こどもまんなか宣言」の趣旨に賛同して「こどもまんなか応援サポーター宣言」をした市民等が、宣言に基づく取組において使用する。

（使用対象者）

第3条 ロゴマークは、前条の目的に賛同し、この要綱に規定する手続を行う全ての市民等が使用することができる。

（使用料）

第4条 ロゴマークの使用料は、無料とする。

（使用方法）

第5条 ロゴマークの使用方法は、次のとおりとする。

- (1) ポスター、チラシ等の印刷物
- (2) 看板及びのぼり旗
- (3) 駐車場
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に認めるもの

2 ロゴマークに関する権限は、市に帰属する。

（使用申請）

第6条 ロゴマークを使用しようとする者は、あらかじめ高梁市こどもまんなかロゴマーク使用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（使用承認）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用条件を付して、使用を承認するものとする。

- (1) 市の信用又は品位を害するものと認められるとき。
- (2) 第三者の利益を害するものと認められるとき。
- (3) 特定の個人又は団体の売名に利用されるおそれがあると認められるとき。

- (4) 提供する商品やサービスの品質を担保し、又は証明するものとして利用されるおそれがあると認められるとき。
- (5) 特定の政治、思想又は宗教の活動に利用されるおそれがあると認められるとき。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業又はその広告等に利用されるとき。
- (7) ロゴマークの利用によって誤認または混同を生じさせるおそれがあると認められるとき。
- (8) 法令及び公序良俗に反するものと認められるとき。
- (9) その他、承認することを市長が不相当と認めるとき。

2 前項の規定により使用を承認するものについては、高梁市こどもまんなかロゴマーク使用承認書（様式第2号）を交付する。

（使用上の遵守事項）

第8条 前条の規定により使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ロゴマークを承認された内容以外に使用しないこと。
- (2) ロゴマークのデザインを販売又は譲渡しないこと。
- (3) ロゴマークの使用の権利について譲渡又は転貸しないこと。
- (4) ロゴマークを使用し、意匠権、商標権等の知的財産権を取得しないこと。
- (5) ロゴマークを使用し、商品等を販売しないこと。
- (6) ロゴマークを使用し、二次的著作物を制作しないこと。
- (7) ロゴマークのデザインを変更又は切除して使用しないこと。

（使用取消し等）

第9条 市長は、ロゴマークの使用がこの要綱及び使用承認の内容に違反していると認められるときは、その使用承認を取り消すことができる。

2 市長は、使用者にロゴマークの使用状況等について報告させ、又は調査することができる。

（無断使用への対応）

第10条 市長は、第7条の承認を受けないでロゴマークが使用された場合においては、その無断使用者に対して、使用物件の回収を求めるなど厳正な措置を講ずるものとする。

(使用に起因する問題)

第11条 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合には、使用者が速やかに対処するものとし、市は一切の責任を負わない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年3月6日から施行する。